

税務調査の季節

税理士 嶋 賢治

「査察」という言葉が一般的に知られるようになりました。

この査察は、従来「国税犯則取締法」という別の法律で定められていましたが、2018年4月からは「国税犯則取締法」は廃止され、国税通則法に編入されています。

査察は強制調査ともいわれ、裁判所の検査令状を持つていますので、当然ながら拒否できません。

例年このころは税務署の調査が本格化するシーズンです。税務署の事務年度は、協会の事業年度と同じ7月から6月までの間、職員の異動が落ち着いたところで、かなり昔のことですが、「マルサの女」という映画がヒットして、

一般的に知られるようになりました。

この査察は、従来「国税犯則取締法」という別の法律で定められていましたが、2018年4月からは「国税犯則取締法」は廃止され、国税通則法に編入されています。

査察は強制調査ともいわれ、裁判所の検査令状を持つていますので、当然ながら拒否できません。

例年このころは税務署の調査が本格化するシーズンです。税務署の事務年度は、協会の事業年度と同じ7月から6月までの間、職員の異動が落ち着いたところで、かなり昔のことですが、「マルサの女」という映画がヒットして、

それに比べ、私たちが日ごろ経験するのは、国税通則法74条の2に規定する質問検査権に基づく「任意」の調査です。

条文には、「調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができること」となっています。

これは日本国憲法において認められた「納税者の権利」です。憲法が私たちの営業を守つてくれている一面もあります。

この法的規定だけを読みると、罰則規定があることも含め非常に強権的で、調査官は帳簿等の資料をいつも簡

なっています。

文言からもわかるように「検査」では、強制調査の「検査」と異なり、自らの手で探し出すことはできません。

あくまでも、納税者が提出する帳簿書類等の関係書類を、目で確認する「検査権」しか与えられていません。

手を使つてはいけないのです。

通則法には「国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができること」となっています。

「留め置く」とは税務署用語で、調査官が帳簿・書類等を税務署に持ち帰ることを指しています。

この法的規定だけを読みると、罰則規定があることも含め非常に強権的で、調査官は帳簿等の資料をいつも簡

單に持ち帰ることができそうに思えます。

界があつて、条文にはあります。そこがこれにも限ります。

国税庁はその事務運営の理解と協力の下での運用に心がけるよう、国税庁はその事務運営の理解と協力の下での運用に心がけるよう、指針で調査官に対し注意を促しています。

このように、任意調査における税務調査では、そのどの場面でも納税者の承諾が必要です。

これは日本国憲法に認められた「納税者の権利」です。憲法が私たちの営業を守つてくれている一面もあります。

この法的規定だけを読みると、罰則規定があることも含め非常に強権的で、調査官は帳簿等の資料をいつも簡

